

樫による五島列島活性化特区 [指定：平成24年7月、認定：平成25年3月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(3.5 + 4.5) / 2 = 4.0$

4.0

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	自生樫林の活用促進と耕作放棄地への樫苗植栽による活用可能な樫林面積の拡大	117%	4
2	樫関連地場産業の振興	68%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 0 + 4 \times 1 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 3.5$

3.5

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 評価指標1は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.5

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値 $(2.5 + 4.0 + 4.8) / 3 = 3.8$

3.8

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業
(事項)

・路網の整備のための所有者不明土地への使用権の設定

(概要)

・自らの森林の施業のために他人の土地に施設を整備する場合には、森林法第50条以下の規定に基づき、所有者不明の土地についても使用権の設定手続を進めることが可能であることが明らかとなった。

専門家による評価の平均値

2.5

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.8

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

3.5

・椿関連地場産業は、椿油の売上高で、目標値を下回っているものの、今回ようやく当初の水準を上回り、大きな伸びを見せた点が注目できる。

・既存の椿林でまず確実に収益があがることを実証し、その成果を耕作放棄地に広げていくことができるかどうか問われている。そのためには、椿林10aあたり、あるいは1時間あたりの収益性を算定する必要がある。

・耕作放棄地への椿の植栽が難航している。この理由として、所有者が複数いる土地の利用に関する同意要件等の規制緩和に至っていないことが挙げられている。これが、椿油の販売量の伸びに結び付いていないことから、当該問題の改善に向けた関係者の取組が期待される。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.5

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.0 + 3.8 + 3.5 \times 2) / 4 = 3.7$

3.7

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。